

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第12回総会 議事録

■日時 令和4年2月24日（木）午前10時00分～午前11時09分

■場所 WEBによるオンライン会議

### ■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### 1 答 申

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び風環境に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

## 受 理 報 告 ( 2 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業	令和4年1月21日
2 環 境 影 響 評 価 書	(仮称) 赤坂二・六丁目地区開発計画	令和4年1月31日
3 事 後 調 査 報 告 書	(仮称) T G M M 芝浦プロジェクト (工事の完了後)	令和3年12月22日
	光が丘清掃工場建替事業 (工事の施行中その3)	令和4年1月19日

令和3年度「東京都環境影響評価審査会」第12回総会  
速 記 録

令和4年2月24日（木）  
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 委員の皆様、おはようございます。本日は御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、本日の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 19 名の出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 12 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申出がございます。柳会長、お願いいたします。

○柳会長 承知しました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入场)

○柳会長 ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 12 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。それでは、齋藤部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、資料 1 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 事務局より朗読いたします。

令和 4 年 2 月 24 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

1 ページめくっていただきまして、別紙となります。

## 第1 審議経過

本審議会では、令和3年7月20日に「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には審議会、部会等の審議事項をまとめております。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度の予測結果では、本事業による相当程度の寄与があり、環境基準を下回るがその値は高い。また、出現地点は工事用車両が集中する出入口に近いことなどから影響の増大も懸念される。このことから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。

### 【騒音・振動】

- 1 計画地周辺における道路交通騒音は、現況において環境基準値を上回る地点があり、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音に加わることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。
- 2 工事用車両及び関連車両の唯一の搬出入路である計画地南側の特例都道鮫洲大

山線（区役所通り）は、大井町駅前から通じる片側一車線の道路であり、交通量の増加による影響が懸念されることから、道路交通及び騒音・振動の状況の把握に努めること。

#### 【風環境】

風環境の予測結果では、現況からの変化は一定程度生じるが、計画建築物の形状及び配置への配慮や防風植栽等の対策により、影響を低減するとしていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後においてその効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

以上です。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、品川区広町二丁目にありますスポーツ施設や仮設劇場などの跡地に、業務、宿泊、住宅、商業等の複合施設から成る高層建築物等を建設するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

本評価書案は、令和3年7月20日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における4回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び関係区長である品川区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、「都民の意見を聴く会」を令和4年1月21日に開催し、4名の方の公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

初めに【大気汚染】の意見です。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測では、本事業による寄与率が高く、最大着地地点では環境基準値の上限付近となっていること、また、その出現地点が工事用車両出入口に近く、車両の影響が加わることで大気質への影響が増大する懸念もあることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めることを求めるものでございます。

続きまして【騒音・振動】の意見です。本事業に関連する車両の主要走行経路では、現状において環境基準を満たしていない地点があること、また、計画地への唯一の経路となる区役所通りは片側1車線の道路であり、本事業に関連する車両が集中することによる騒音や振動の影響が懸念されることから、資料1に示したとおり、2件の意見を付すことといたしました。

【風環境】の意見ですが、風環境の予測では、防風対策を講じることにより、領域A及びB相当の風環境が維持されるとしておりますが、個々の測定点では、平均風速が領域Cに近い地点もあり、事後調査において対策の効果を確認し、必要に応じて風環境改善の追加対策を求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から、「大気汚染」を担当されております森川委員からコメントを預かっておりますので、御紹介させていただきます。「建設機械による最大着地濃度地点は、敷地境界南側に位置し、多くの歩行者が通る歩道に近い点も考慮した意見である。」とのことでした。

補足のコメントは以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 ありがとうございます。「温室効果ガス」担当の堤です。今回の総括審議の中には入れていないのですが、「温室効果ガス」担当としてコメントだけお伝えさせていただければと思っています。

本件は現在、仮設の建築物が建っていて、居住者がいない土地に大規模な建築物が建つ案件になっております。ですので、現在も事業の中で温室効果ガス削減のために様々な取組を行っていただいておりますけれども、引き続き温ガス削減に向けて御努力をお願いしたいと思います。

っています。

また、今後の図書作成に当たっては、今後の事業の進行に伴って、より具体的に取組も計画されてくると思いますので、具体的な効果の検証であるとか、その結果がオープンに示されるようにお願いしたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はありますか。——よろしいでしょうか。

ただいまの御意見につきましては、事業者のほうに伝えていただくということで対応したいと思います。

ほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

3 東環審第 69 号

令和 4 年 2 月 24 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

「大井町駅周辺広町地区開発」環境影響評価書案について（答申）

令和 3 年 7 月 20 日付 3 環総政第 200 号（諮問第 524 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。



○下間アセスメント担当課長 事務局の下間から受理関係について御報告いたします。

お手元の資料 2 を御覧ください。2 月の受理報告は、環境影響評価調査計画書 1 件、「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」、環境影響評価書 1 件、事後調査報告書 2 件を受理しております。

○柳会長 それでは、「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

なお、本日は、事業者の方にも遠隔参加で出席していただいております。

それでは、御準備ができましたら御説明をお願いいたします。

○事業者 では、これからスライドを用いまして、17 分ほどになるのですが、御説明させていただきます。その後、事前に委員の方から御質問を 4 件頂いておりますので、それについての御回答も併せてさせていただきます。それでは、画面共有いたします。

(スライドによる説明開始)

それでは、環境影響調査評価計画書「(仮称) 中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業」について御説明します。

1 ページを御覧ください。今回の事業者は、野村不動産株式会社、東急不動産株式会社、住友商事株式会社、ヒューリック株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、以上 5 社です。代表とする事業者は野村不動産株式会社です。対象事業の種類は「高層建築物の設置」です。

2 ページを御覧ください。こちらは対象事業の内容の概略です。所在地は東京都中野区中野四丁目 1 番、8 番です。計画地の面積は約 2.3ha、延床面積は約 29 万 8,000m<sup>2</sup>、最高高さは約 262m です。主要用途は、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホール、駐車場などです。住宅戸数は約 1,000 戸です。駐車場台数は約 865 台、駐輪場台数は約 4,930 台です。工事予定期間は令和 6 年度～令和 10 年度で、供用予定年月は令和 11 年度です。

4 ページを御覧ください。事業の目的を御説明します。本事業は、図の中野駅新北口駅前エリアに位置します。中野区都市計画マスタープランや中野駅周辺まちづくりランドデザイン Ver. 3、中野四丁目新北口地区まちづくり方針などにに基づき、まちの活力増進を担う都市複合型機能の導入、職住近接を実現する高品質なレジデンスの提供、中野四丁目西地区など隣接地区との機能的な連携動線の提供、開発によって創出されるオープンスペースなどの提供を行い、文化を原動力とした中野 100 年のまちづくりを目標として実施するものです。

6 ページを御覧ください。こちらの図は、計画地の現況図です。計画地内には中野サンプ

ラザと中野区役所があります。

8 ページを御覧ください。こちらは計画地位置図です。計画地は JR 中央線等の中野駅北口から北へ約 30m に位置し、南側には JR 中野駅が近接しています。計画地周辺の土地利用について、中野駅の北西側地区は大規模な官公庁施設、教育文化施設、厚生医療施設、事務所建築物、宿泊・遊興施設、倉庫・運輸関連施設及び公園・運動場等が集積しています。

9 ページを御覧ください。続いて、事業の基本方針を御説明します。本事業では「文化を原動力とした中野 100 年のまちづくり」を目標としており、それを実現するための整備方針は、方針 1「地区内外をつなぐ回遊性を高める歩行者ネットワークの形成」、方針 2「賑わいを創出するまちにひらかれた広場空間の整備」、方針 3「地域活力の向上に資するバランスのとれた都市機能の導入」、方針 4「区の防災計画をふまえた防災機能の強化」、以上の 4 つを掲げています。

11 ページを御覧ください。建物の配置計画の平面図は御覧のとおりです。南側に高層棟、北側にはホール、北西側に低層棟を配置し、北東側及び南側に広場を整備する計画です。

12 ページを御覧ください。こちらの断面図は南北方向の断面になります。高層棟には事務所、住宅、店舗を、低層棟はホテル、ホールを計画しています。

13 ページを御覧ください。こちらの断面図は高層棟部分の東西方向の断面になります。

14 ページを御覧ください。こちらの断面図は低層棟部分の東西方向の断面になります。東側にホール、西側にホテルを配置する計画です。

15 ページを御覧ください。駐車場・駐輪場計画について御説明します。駐車場台数は約 865 台を確保する計画です。また、駐輪場台数は約 4,930 台を確保する計画です。なお、地域ルールの適用などを検討しており、具体的な駐車場・駐輪場台数は、今後協議により設定する計画です。

16 ページを御覧ください。発生集中交通量及び関連車両交通動線計画について御説明します。こちらは関連車両の主な走行経路図です。入場は早稲田通り、中野通りから区道を経て計画建築物に入る経路、退場は区道に出口を設けて中野通り、早稲田通りに出る経路を想定しています。また、工事の完了後に出入りする関連車両の 1 日当たりの発生集中交通量は約 1,430 台を想定しています。

17 ページを御覧ください。歩行者動線計画について御説明します。こちらは歩行者動線計画図です。計画建築物の南北方向と東西方向に整備する歩行者デッキにより、中野駅の新しく整備される北口から道路を横断せずに中野四季の森公園方面及び中野四丁目西地区を介

して新庁舎方面へ通行できるようにする計画です。

15 ページに戻ります。熱源計画・温室効果ガス排出削減計画について御説明します。本事業の施設で使用するエネルギーは電気及び都市ガスを計画しており、事務所及び店舗で利用する熱源については、コージェネレーションシステムを導入するなど、効率的なエネルギー使用機器を検討する計画です。また、住宅については、個別方式を予定しています。なお、今後、熱源施設、空調換気設備を具体的に検討するに当たっては、温室効果ガス排出削減に配慮した計画とします。

18 ページを御覧ください。給排水計画について御説明します。上水は公共上水道から供給を受け、汚水排水、雨水排水は公共下水道へ放流する計画です。なお、雨水排水については、緑地や透水性舗装等の整備により地下水の涵養に配慮するとともに、今後関係機関と協議して、雨水貯留槽などの雨水流出抑制施設を設置し、放流量の調整を行う計画です。

緑化計画について御説明します。本事業の緑化計画においては、計画建築物と駅前の区所有の公共施設である広場と一体となる部分と、中野通りに面した北側でホールの前面に広場を設け、そこに樹木などの植栽を行うとともに、計画建築物を敷地境界からセットバックさせ十分な歩行者空間を確保し、樹木の植栽等を行うなど、緑豊かなゆとりと潤いある周辺地区と連携した緑のネットワークを創出する計画です。

廃棄物処理計画について御説明します。工事の施行中に発生する建設廃棄物は、発生抑制を図るとともに、廃棄物及び建設発生土の再資源化及び再利用の促進を図り、適切に処理します。石綿含有材料を使用する建築物その他の施設が存在した場合には、遵守事項等に従い、飛散防止に努めるとともに、適切に処理します。また、工事の完了後に発生する一般廃棄物については、分別回収を行い、再資源化及び再利用を図ります。なお、事業活動に伴い発生する廃棄物のうち、産業廃棄物については、許可を受けた民間の産業廃棄物処分業者に委託し、適正に処理処分を行う計画です。

19 ページを御覧ください。施工計画について御説明します。こちらは全体の工事工程を示したものです。本事業に関わる工事期間は令和 6 年度～令和 10 年度を予定しています。また、本工事における工事内容及び使用する主な建設機械は御覧のとおりです。

20 ページを御覧ください。解体工事における工事用車両の走行経路は御覧のとおりです。早稲田通り及び中野通りなどを利用する計画です。

21 ページを御覧ください。建設工事における工事用車両の走行経路は御覧のとおりです。解体工事と同様、早稲田通り及び中野通りなどを利用する計画です。

以上が事業の概要になります。

続いて、環境影響評価の項目等の概要について御説明します。100 ページを御覧ください。環境影響評価の項目として選定した項目は 12 項目です。上から順に、「大気汚染」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「日影」「電波障害」「風環境」「景観」「自然との触れ合い活動の場」「廃棄物」「温室効果ガス」を選定しました。

101 ページを御覧ください。次に、選定した項目及びその理由のうち、一部予測しない対象がございますので、御説明いたします。

「大気汚染」に関して、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、現況において計画地周辺の濃度が大幅に環境基準を下回っていること、本事業における計画建築物の建設は一般的な建設工事であり、供用時においてもこれらの物質を大量に排出する設備等の使用はないことから、予測しないこととしました。また、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないことから、予測しないこととしました。浮遊粒子状物質については、二次生成物やタイヤの摩耗による粉じん、砂埃等の巻き上げ粉じんは対象としないこととしました。

「騒音・振動」に関して、駐車場の供用に伴う騒音・振動について、設置する駐車場が地下駐車場及び建物内に設置する機械式であることから、計画地周辺の環境へ与える影響はほとんどないと考えられるため、予測しないこととしました。なお、工事の完了後における熱源施設などの稼働に伴う騒音・振動、低周波音の影響については、今後の事業計画及び設備計画が具体化する中で、必要な場合には予測する事項としての検討を行うこととしました。

103 ページを御覧ください。続いて、選定しなかった項目及びその理由を御説明します。選定しなかった項目は、「悪臭」「水質汚濁」「地形・地質」「生物・生態系」「史跡・文化財」の 5 項目になります。

「悪臭」に関して、工事の施行中における建設工事は、市街地で行われる一般的な解体工事、建設工事であり、工事の施行中において計画地周辺の環境に影響を及ぼすような悪臭を発生させる要因はありません。また、工事の完了後における建築物の主要な用途は、事務所、住宅、店舗、ホテル、ホール、駐車場などであり、工事の完了後においても悪臭を発生させる要因はありません。さらに、排水槽などの設置に当たっては、関係法令に基づき設置・維持管理を行うこと、店舗に当たっては、必要に応じた臭気対策を行うとともに、廃棄物は廃棄物保管室に保管し定期的に回収するなど適正な管理に努めることから、周辺地域住民の日常生活に支障となるような悪臭による影響を及ぼすおそれはないため、項目選定しないこと

としました。

「水質汚濁」について、工事の施行中において発生する濁水及び工事用車両の洗車汚水などについては、沈砂槽などの処理装置を設置し、下水排除基準以下に処理した後、公共下水道に放流します。また、工事の施行中及び工事の完了後に発生する生活排水及び雨水は適正に公共下水道に放流することから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはないため、項目選定しないこととしました。

「地形・地質」について、計画地及びその周辺地域には、学術上あるいは景観上特に配慮すべき地形及び地質の分布は認められませんでした。また、計画地は平坦な地形であり、隣接して自然斜面や長大法面は存在しないこと、掘削工事に際しては剛性及び止水性の高い山留工法を採用することから土地の安定性に影響を及ぼすおそれはないため、項目選定しないこととしました。

「生物・生態系」について、計画地は、官公庁施設、宿泊・遊興施設が混在しており、自然の樹林地などは存在しません。計画地周辺である中野駅の北西側地区には、大規模な官公庁施設、教育文化施設、厚生医療施設、事務所建築物、宿泊・遊興施設、倉庫・運輸関連施設及び公園・運動場などが集積しています。よって、計画地が注目される動物・植物の生息・生育空間や、生物の移動経路の一部になっている状況はなく、本事業の実施が計画地周辺の生物・生態系に影響を及ぼすおそれはないため、項目選定しないこととしました。

「史跡・文化財」について、計画地内には、法令等により指定された文化財は存在せず、埋蔵文化財包蔵地は確認されていません。また、中野区区民部区民文化国際課と協議を行い、計画地は周知の埋蔵文化包蔵地には該当しておらず、埋蔵文化財が残存している可能性はほとんどないことを確認しました。よって、本事業の実施が計画地周辺の史跡・文化財に影響を及ぼすおそれはないことから、項目選定しないこととしました。なお、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに工事を中断することとともに、中野区等の関係機関との協議の上、適正に対応します。

環境影響評価の項目などの概要の説明は以上になります。ありがとうございました。

(スライドによる説明終了)

以上で調査計画書の概要説明は終わりたいと思います。

それでは、事前に委員の方から意見を4件ほど頂いていましたので、それに対する事業者の回答をこの場でさせていただきます。「騒音」で2件、「日影」で1件、「風環境」で1件

でございます。読み上げる形で進めさせていただきます。

まず、「騒音」の予測・評価に関してでございます。「予測に用いるデータについては、出典等を必ず明記してください。」という御指摘でございます。これに関しましては、評価書案におきまして、予測に用いる出典等は明記するようにいたします。例えば建設機械のパワーレベル、車両に用いるパワーレベル等々あると考えております。明記してまいります。

2 つ目です。設備騒音と低周波に関してです。御意見としては、「熱源施設等の稼働については、大気中のガスの放出など影響を与えることが想定されており、当然、放出に伴う騒音・振動、低周波の影響も危惧されます。影響なしと断言できないのであれば、まずは評価項目に挙げて、審議の上で、評価不要となった段階で除外すればよいのではないか。」という御指摘でございます。これに関して、先ほども御説明したとおりなのですが、熱源計画の詳細は現在検討中でございます。この中で、我々としましては、まず、排気口については、建物の上部など地表面から離れた位置に設置する計画でございます。また、計画地の地域特性を踏まえまして、計画地と隣接してマンションが立地しているような状況もないということも踏まえまして、計画地への影響は小さいだろうと考えているところでございます。

続いて「日影」についてです。今、画面共有で 128 ページの図面が映っておりますでしょうか。こちらが日影の、天空図を取って評価する 3 地点でございます。この 3 か所の選定理由を知りたいということです。この地点につきましては、まず市街地という特性を踏まえまして、計画地近傍の地点を選ぶということで 3 地点選んでおります。特に、南側に高層棟が建ちまして、日影の変化が生じますので、1 つは、その高層棟の西北西側の四季の森公園の中、上空が開けている場所での日影の変化を捉えて、もう一つは、西北西側、No2 の地点です。こちらでの変化を捉えまして、もう一つは高層棟の真北の部分での変化を捉える、そういう視点で 3 地点を選ばせていただきました。

4 点目が「風環境」でございます。「調査地点が示されていないが、グリッド状で網羅するのか、あるいは今後詳細な検討がされるという理解でよろしいか。」といったところでございます。こちらは今画面共有しました 131 ページの一番下の表に書いてございますが、まず、今回の予測につきましては風洞実験で行ってまいります。その中で、不特定多数の人が利用する歩道が周辺にもございますので、その歩道等を踏まえて設定しまして、評価書案で明らかにしていきたいと考えております。また、グリッド状という話がございましたが、影響の程度を踏まえまして、計画地の周囲ではある程度密にポイントを設定して、離れたところでは代表地点に絞るような形で設定していきたいと考えております。

以上、補足説明を終わります。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま、調査計画書の中身と、事前質問のあった4点について質問がありました。ただいまの説明について御質問等がございますでしょうか。

それでは、最初に奥委員、どうぞ。

○奥委員 御説明ありがとうございます。質問を事前に出しておりませんでした、ここで伺いたいことがございますので、よろしく願いいたします。

先ほどの図面を拝見しますと、すぐそばで中野区役所の新庁舎整備事業が行われるということになっておりますが、こちらの工期は把握されておりますでしょうか。本事業と工期が重なるということがあるのでしょうか。伺いたいと思います。

○事業者 中野の新庁舎については既に着工しております、おおむね2年後くらいに竣工する予定ですので、本工事とは重なってこないという予測です。

○奥委員 重なってこないのですね。

○事業者 はい。厳密に周知されているわけではないのですけれども、時期的にはちょっとずれている関係性になります。

○奥委員 分かりました。もし重なる部分が出てくるとしたならば、累積的な影響についても考慮していただく必要があると思われましたので、伺いいたしました。

○事業者 承知いたしました。

○奥委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、次に池本委員、どうぞ。

○池本委員 ありがとうございます。スケジュール関係で教えていただきたいのですが、先ほど見せていただいた工程表では、解体と建設の2つの項目しかなかったのですけれども、それぞれのもうちょっと細かい項目を見せていただけたらということと、部分竣工みたいなものはあるのかなと思ひまして、もしそういった情報があれば教えていただけますでしょうか。

○事業者 御質問ありがとうございます。今の時点では、解体がおおむね1年3か月ほど想定してまして、その後、建築工事をして、約4~5年予定しているという状況でございます。その内訳ですが、山留、掘削、杭とか地下躯体、地上躯体がありますけれども、それについては、これから詳細なスケジュールを調整してまいりますので、その詳細は評価書案でお示しするというところで考えております。それに基づいて予測・評価を進めていきたいと考えております。

○事業者 補足しますと、部分竣工については、現状は予定されておりません。

○池本委員 承知しました。そうすると、例えば今の中野サンプラザの代替機能みたいなものはどこかでつくるかつくらないか分からないのですけれども、全体ができるまで行われないうという理解でいいですか。

○事業者 そうですね。ホールが先にできるということは、現時点の予定ではありません。

○池本委員 承知しました。もし可能であれば、評価書案のときには、ホテルとかホールとか高層棟とか、それぞれのスケジュール感が分かるような工程表を出していただけると影響も考えやすいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○事業者 承知しました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは水本委員、どうぞ。

○水本委員 先ほどは御説明ありがとうございました。

先ほどプレゼンの中で出てきた資料につきまして、私の見落としもあったのですけれども、埋蔵文化財包蔵地の「財」が 1 か所だけ抜けていたかと思しますので、「埋蔵文化財包蔵地」というのが一つの単語ですので、「埋蔵文化包蔵地」になっていた箇所が 1 か所あったという、これは単純に指摘させていただきます。

あと、基本的にこの部分は土地の中に埋蔵文化財が含まれていないというのは私も確認したところでありますけれども、もしかすると旧新井村と旧中野村の境目が含まれていそうなので、もしかするとそこのあるところでの何らかの施設がある可能性はあるということだけ一応御指摘させていただきたいと思います。あとの御対応は、なさっているとおりで結構かと思っております。

○事業者 御指摘ありがとうございます。調査計画書の 103 ページかと思えます。「埋蔵文化財包蔵地」としてしまっておりましたので、「埋蔵文化財包蔵地」ということで、誤植ということと訂正させていただきます。ありがとうございます。

それと、旧新井村の境ではないかという御指摘なので、そこにも留意しながら、工事中の対応になるかもしれませんが、未周知のものが発見された場合には適切に対応していくという形を取らせていただきます。ありがとうございます。

○水本委員 村境があるかもしれないので、よろしくお願いします。

○柳会長 それでは、続いて玄委員、どうぞ。

○玄委員 私のほうから、「日影」との関係がありますので、緑化計画についてコメントできればと思います。今回の緑化計画において、樹木の生育環境を考えながら行っていただ



きたいということと、樹木は防風効果もありますので、風関係の防風対策も考えながら緑地計画を行っていただきたいと思っています。

続きまして、「景観」について質問できれば思うのですが、135 ページをお願いします。今日の説明の中でも示していただいたと思うのですが、今見てみると、計画地の南に中野駅がありまして、こちらだと多くの方が利用する施設ですので、中野駅の出口からの眺望も調べる必要があるのではないかなと思っていますのですが、今その地点がこちらには示されていないのです。なので、こちらの件についても景観を調べていただきたいと思います。これは、追加は可能ですか。

○事業者 こちらの中景・遠景ゾーンになりまして、実際、東京都の緑地景観課とは、近景という形で建物直近の景観についても議論を深めているところでございます。

○玄委員 分かりました。こちらの景観も示しているといいのではないかなと思っていたところでした。

○事業者 あと、緑化の樹種等についても、同じく緑地景観課と日照具合による樹種の選定ですとか客土厚等についても今詳細を調整させていただいているところですので、その点は留意した計画になる予定でございます。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 丁寧な御説明ありがとうございました。

「騒音・振動」に関しましては、追加で伺った点についてもう一度確認なのですが、今の段階でまだ分からない部分があるということは分かるのですが、影響のあるものが例えば低層の部分の天井につけば、民家に近かったりする可能性もある。高層部分の上につけば、確かに、おっしゃるとおり、影響はほぼないということが容易に予想できるというように、状況によって変わるのであれば、やはり条件付で手続上入れておかなければ、計画で消えましたが、評価書案の中でまたそれを復活させますというのは、手続上あまりよろしくないのではないかと考えています。これは本当は事務局に伺うべきだと思うのですが、一旦消え、また復活したりというのではなく、計画の段階で広く捉えておき、不要であれば、このような理由で削除したいと思えますというふうに、見えるようにしておくべきだというのが私の意見です。もしかすると私の考えのほう間違いかもしれませんので、事務局と御相談の上、よろしく御検討ください。コメントです。ありがとうございます。

○事業者 十分理解いたしました。ありがとうございます。

○柳会長 今の廣江委員の点について、何か事務局から補足することはございますか。

○下間アセスメント担当課長 今の件につきましては、事務局のほうでも検討した上で、事業者と相談しながら対応していきたいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 今伺っていて感じたことなのですからけれども、もし不明な点があるのであれば、例えば悪条件側で現実的な範囲で予測ができるのであれば、そのようなことをやっていくのがいいのかなと感じましたので、参考になれば幸いです。

○事業者 こちらも留意しながら進めてまいります。ありがとうございます。

○柳会長 玄委員、どうぞ。

○玄委員 今、風環境評価の分について私のほうで見たところで、よく分からなかったところがありますので、質問します。今、風環境評価のところ、選択項目の中、100 ページになります。こちらのほうを見ると、「風環境」について、「平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度」というふうに書いてありまして、この中でちょっと気になったところが、予測する事項について、「最大風速等の突風の状況」なのですね。ただ、132 ページの「評価方法」の<評価の指標>、一番右側の下ですが、「風工学研究所の提案による風環境評価基準」等」と書いてありますが、ここに突風に関する評価も含まれているかどうかを確認の上で行っていただきたいなと思っているのです。平均風速と平均風向などは風工学研究所で評価できると思っています。ただ、最大風速などの突風の状況はどういったもので評価するかを教えてください——今の段階では難しいですかね。決まっていないですか。こちらのほうを実際に評価していく中で配慮していただきたいなと思っています。お願いします。

○事業者 ありがとうございます。補足で御説明させていただきますと、まず予測事項にある「平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況」という表現は東京都の技術指針の表現になっておりまして、評価の指標として、風工学研究所の評価基準で 55%累積評価と 95%累積評価があって、最大に近いほうが 95%累積評価というふうに今のところ考えているところでございます。

○玄委員 そこで、累積頻度 55%と 95%のほうで、それが平均風速で 55%と 95%か、最大風速での 55%と 95%か、それをはっきりしていただきたいというところです。お願いしま

す。

○事業者 分かりました。評価書案のほうで明らかにしてまいります。

○玄委員 よろしくをお願いします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これで終わります。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○柳会長 それでは、その他の受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○下間アセスメント担当課長 それでは、引き続きまして、受理報告の説明をさせていただきます。

8 ページの「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画」につきましては、1月31日に環境影響評価書を受理いたしましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は令和3年4月28日の第1回総会で諮問され、令和3年10月26日の第8回総会において知事に答申されております。当資料は、評価書案、審査意見書と環境影響評価書との関連について提示してございます。

1つ目の「大気汚染」の意見として、「建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点の予測結果では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えることから、環境保全のための措置を徹底し、大気質への影響の低減に努めること。」との内容です。これに対する評価書の記載内容は、作業を平準化することで建設機械の集中稼働を避ける旨の追記及び工事の施行中は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を採用するように努めるとともに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働を図るよう努める等、環境保全のための措置を徹底する旨を追記したとのことです。

2つ目の「騒音・振動」の意見として、「工事用車両について、特別区道第1042号線を経由する走行ルートでは、周辺が住宅地域であり、現況においても環境基準を超えている地点を通過することから、環境保全のための措置を徹底し、道路交通騒音の低減に努めること。」との内容です。これに対する評価書の記載内容は、工事用車両の詳細な運行計画を作成する際には、特に、特別区道第1042号線を経由する走行ルートについて十分な検討を行う旨の追記及び工事の実施に当たっては、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避

けるよう努める等、環境保全のための措置を徹底する旨を追記したとのことです。

3 つ目の「風環境」の意見として、「本事業の計画地は、赤坂駅と一体的に駅前空間や歩行者ネットワークが整備され、不特定多数の人の利用が見込まれることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。」との内容です。これに対する評価書の記載内容は、工事の完了後に適切な調査地点を選定した上で、事後調査を実施する旨の追記及び、上記を実施することで、環境保全のための措置の効果を確認し、必要に応じて対策を実施する旨を追記したとのことです。

なお、1 月受理報告に係る助言事項に対する事業者の回答についてですが、今回はございませんでした。

次に 9 ページを御覧いただきたいと思います。2 月分の受理報告に係る助言事項一覧となります。2 月の受理報告について、委員から助言事項を提案していただきました。記載のとおり、委員のほうから御提案を頂いたところです。

受理報告は以上です。

○柳会長 それでは、2 月の受理報告案件について、助言をされました池本委員からコメントをお願いいたします。

○池本委員 光が丘清掃工場建替事業の工事の「廃棄物」に関してなのですが、記載のとおり、事前の予測結果と事後調査の結果で排出量の乖離が大きい項目が瓦礫類とか汚泥とかで出ています。それについて、廃棄物の予測に関しては原単位法を使っていることが多いので、予測精度には限界があることは分かっているのですが、東京二十三区清掃一部事務組合は常にいろいろなところで工事とか運営とか解体とかを行っていると思いますので、そういった知見を基に予測精度を高めていただきたいというのが趣旨です。その背景には、3R の考え方からすると、排出抑制の考え方が最初に出てくるのですが、予測の精度が低いと、果たして本当に排出抑制を頑張ったのかというのがほかの案件でも見られないことが結構多いので、そういった点で、少しでも排出抑制の検討に資するような評価書案とか評価書の作成に寄与していただけたらなという思いでコメントさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、委員から提案された助言について、審議会からの助言事項とするということでよろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者伝えて、次回の審議会事業者の回答の報告をお願いいたします。

○柳会長 そのほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 09 分閉会)